

本稿は、2月23日にオンラインで行われた「いのちとくらしを守る全国交流集会」に寄せられたメッセージについて、加筆・修正したものです。

いのちより大切な仕事はありません ともに過労死のない社会の実現をめざして

全国過労死を考える家族の会
寺西笑子

みなさま、こんにちは、全国過労死を考える家族の会の寺西えみこでございます。

全国の自治体職員のみなさま、日頃より、住民のいのちとくらしをまもるためにご奮闘され、心より敬意を表します。本日は、いのちと健康をまもる全国集会のオンライン開催にあたり、一言メッセージを申し上げます。

さて、新型コロナウイルスのパンデミックは、今や感染力が高い、オミクロン株の急拡大となって自粛要請の発令で働き方が変わり、さまざまなかたちで人々の生活に大きな影響を及ぼし苦しめています。とりわけコロナ終息の先行きが見えない状況下で懸命にご尽力されている医療従事者や、保健所、介護、保育など福祉関係および自治体行政の現場は、想像を絶するご苦労が起きているかと推測いたします。住民のいのちと健康をまもるためにその現場で働く人が、過労死ラインが常態化し危機にさらされているこのような現状はあってはならないことです。それには、労働基準法第33条第3項による「公務のために臨時の必要がある場合には」と記されていることについて、もはやコロナ禍は2年以上長期化しており、決して臨時の出来事ではありません。

したがって適正な人員配置の改善と第3項の改正が必要ではないでしょうか。そうなれば、労働組合の役割が大変重要になります。ぜひとも、労働者のいのちと健康をまもり、労働者の権利がまもられるためにも安全に働ける職場を築いてくださるようお願いいたします。

私たち、過労死を考える家族の会の会員は、ある日、突然に、かけがえのない大切な家族を長時間過重労働でいのちを奪われました。娘、息子を亡くした、おやごさんは、生きる望みを絶たれ、乳飲み子や幼子を抱えた婚歴の浅い妻や、一家の大黒柱を無くした妻は、明日への生活に途方に暮れます。労災認定や裁判闘争で勝利したとしても亡くなった人が生き返ってくることはありません。

生きているときに、いのちをまもることが出来なかった、遺族の心の傷は生涯、持ちつづけることとなります。こんな悲劇は、誰にもさせたくありません。そのために、私たちは、過労死根絶を訴え、過労死のない社会の実現をめざして、活動をしています。長時間労働と仕事量の多さが過労死等の要因になっているため大切な家族をなにもものにも、代え

がたいいのちをまもるためにも、不当な過重労働によって理不尽に奪われることがないように、私たちは、いのちより大切な仕事はありません。この認識を求めます。

国がとりくむ、過労死防止法は、過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けられる社会をめざすものです。昨年、大綱が見直されました、この対策の中に週 60 時間以上の雇用者の割合を 5%以下にする。勤務間インターバル導入をしている企業を 15%以上に増やす、年次有給休暇の取得を 70%以上にする。これらの数値目標が掲げられました。この対策につきましては、公務員についても、目標の趣旨を踏まえてとりくむこととしました。必要なとりくみを推進していただきたいと、ぜひともお願いをしたいところです。

私たちは、1日8時間労働で、普通に生活ができ、睡眠時間、家族と過ごす時間、自分の自由な時間が確保できる、そういう日本の働き方にしていきたいと切に願っています。結びに本日のいのちと健康をまもる全国集会在、ご盛会することによって明日への展望が開かれ過労死のない社会の実現に繋がっていくことを心よりご祈念申し上げまして、私のメッセージといたします。ともに頑張りましょう。